

令和6年度さぬき市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及びさぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年さぬき市条例第1号）第4条の規定に基づき、令和6年度のさぬき市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和7年9月30日

さぬき市長 大 山 茂 樹

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第15条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、令和7年4月1日における数値目標を設定して、適正な定員管理に継続して取り組むこととしています。

1 職員の任免

（1）職員の任免状況（令和6年度、単位：人）

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勧奨	自己都合 その他
一般行政職	9	43	0	0	8	0	4
技能職	1	32	0	0	0	0	0
医療職	15	2	0	0	2	0	15
計	25	77	0	0	10	0	19

（2）採用試験の実施状況（令和6年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	大学卒程度	1次試験 筆記試験	一般行政事務、文化財専門員、社会福祉士、土木技師、保育士・幼稚園教諭、薬剤師
	短大卒程度	2次試験 面接試験 作文試験 適性検査	看護師、助産師、臨床検査技師、作業療法士
	高校卒程度 (障害者対象を含む。)	※1次試験において、医療職は、作文試験・適性検査を実施	一般行政事務、下水道技師
	中学卒程度		介護福祉士、給食用特殊料理専門調理師
選考		面接試験	医師、経営管理局长、フルタイム会計年度任用職員

（注）競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数（令和6年度、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	大学卒程度	一般行政事務	25	7
		文化財専門員	2	1
		保育士・幼稚園教諭	6	1
		薬剤師	2	0
	短大卒程度	看護師	17	7
		助産師	3	0
		臨床工学技士	1	1
		臨床検査技師	10	2
		作業療法士	5	1
	高校卒程度	一般行政事務	3	1
		下水道技師	1	1
	中学卒程度	介護福祉士	2	1
		給食用特殊料理専門調理師	0	0
選考		医師		4
		経営管理局長		1
		フルタイム会計年度任用職員		2

2 職員数

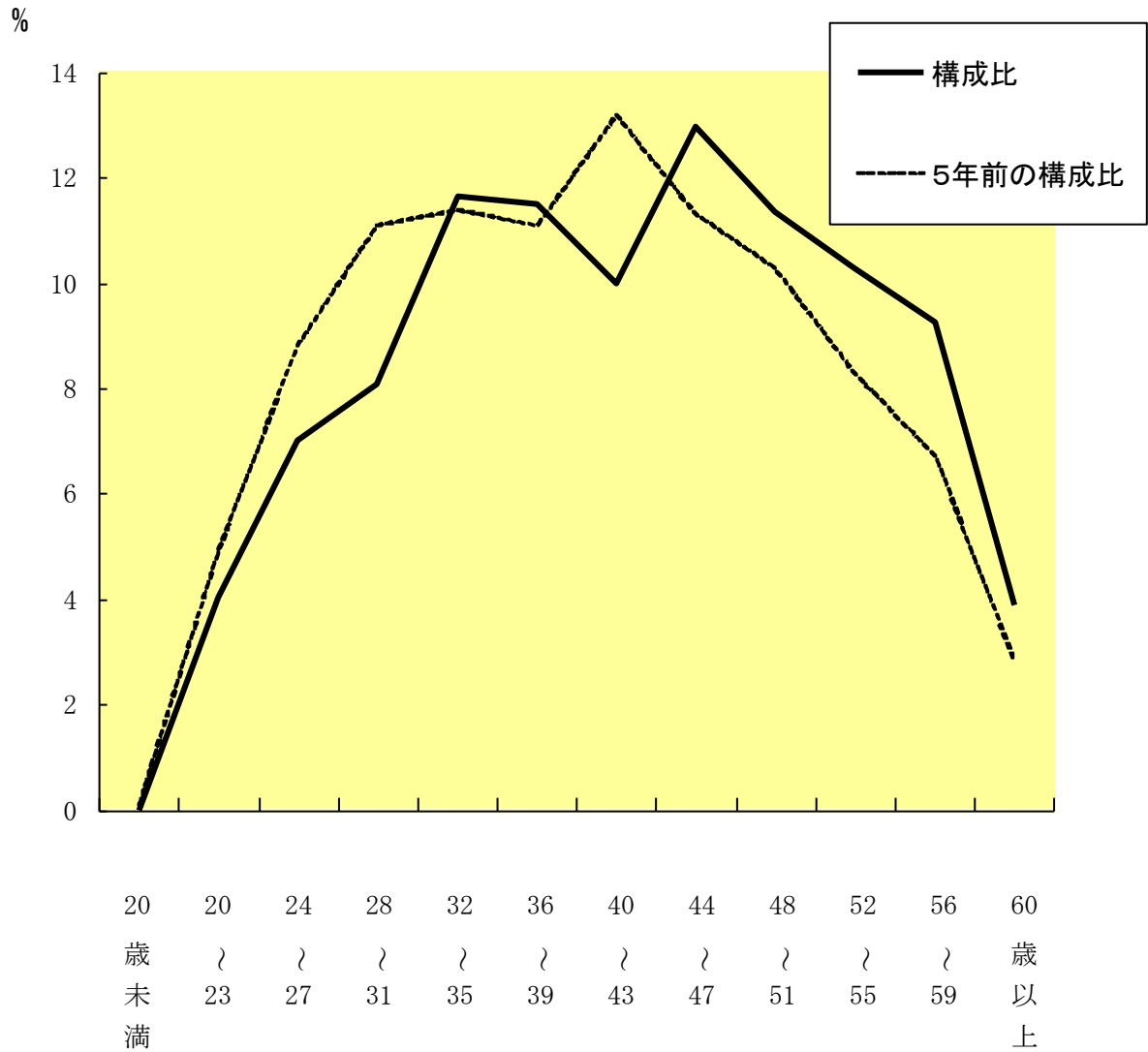
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	政策課職員数の増 税務課職員数の増 専門職の病休不補充による減
		総務企画	86	89	3	
		税 務	18	19	1	
		民 生	109	108	▲1	
		衛 生	20	19	▲1	
		労 働	1	1	0	観光推進室の設置に伴う増
		農林水産	16	16	0	
商 工		9	11	2		
土 木		17	17	0		
計		281	285	4	<参考> 人口1万当たり職員数 63.18人 (類似団体の1万当たり職員数 74.21人)	
教育部門		66	61	▲5	技能職の退職不補充による減	
小 計		347	346	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 76.70人 (類似団体の1万当たり職員数 92.30人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院 水 道 下 水 そ の 他		286	280	▲6	市民病院の医療職及び技能職の減 身分移管による派遣職員数の減
			12	8	▲4	
			10	10	0	
			26	26	0	
	小 計		334	324	▲10	
合 計			681 [730]	670 [730]	▲11 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 148.53人

(注) 1 職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	27人	47人	54人	78人	77人	67人	87人	76人	69人	62人	26人	670人

(3) 職員数の推移（単位：人・%）

年 度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	276	277	281	284	281	285	9（ 3.3%）
教 育	73	73	70	67	66	61	▲12（▲16.4%）
普通会計	349	350	351	351	347	346	▲3（▲ 0.9%）
公営企業等会計	342	345	346	344	334	324	▲18（▲ 5.3%）
総合計	691	695	697	695	681	670	▲21（▲ 3.0%）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

Ⅱ 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3）。

（１）人事評価制度の概要

評価の目的		計画的な人材育成、コミュニケーションによる組織の活性化、継続的な組織業績の達成及び挑戦する組織風土への変革を目的とする。		
評価方法		職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する能力評価と職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価する業績評価を、人事評価記録書を用いて行う。		
評価者		〔被評価者〕	〔1次評価者〕	〔2次評価者〕
		○常勤職員		
		部長級	—	副市長、教育長
		課長級	部長等	副市長、教育長
		主幹以下	課長等	部長等
		○非常勤職員		
		会計年度任用職員	課長等	—
対象職員	職種	全ての職員（4月1日から評価基準日までの期間を通じて勤務した期間が3か月未満の職員を除く。）		
	職位			

（２）人事評価結果の活用

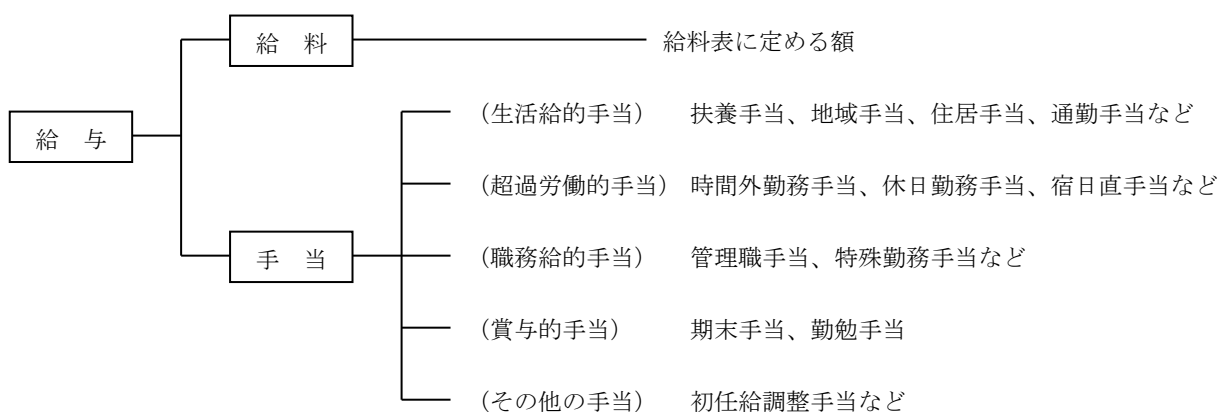
人事評価の結果は、常勤職員の昇任・昇格や人事異動等の参考とし、勤勉手当の成績率に反映します。また、非常勤職員の再度の任用等の参考として活用します。

Ⅲ 職員の給与に関すること

職員（技能職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第2項、第5項）。

令和6年度においては、国及び県の給与改定の状況を考慮して、給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げました。

（参考）職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和 6年度	人 44,348	千円 26,704,926	千円 454,540	千円 4,281,812	% 16.0	% 13.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

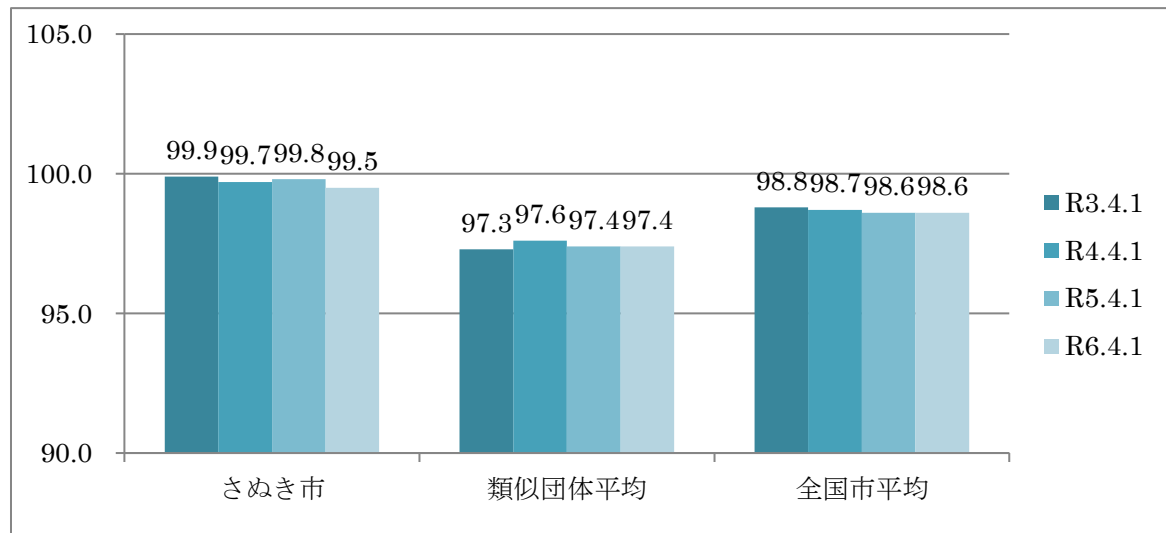
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 346	千円 1,437,265	千円 200,176	千円 594,670	千円 2,232,111	千円 6,451	千円 6,283 (令和5年度)

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属する令和6年4月1日現在の職員の総数である。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）、フルタイム会計年度任用職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基

準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①から③まで該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容等を踏まえ、若年層は据え置いた上で平均2%(給料月額ベース)引き下げるとともに、これに伴う経過措置として現給保障を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、さぬき市においても0%。

(実施時期) 平成27年4月1日より2%支給していたが、令和3年1月1日から0%に見直し。

(参考)

	平成 26年度	各年度の支給割合										
		平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
さぬき市の支給割合	0%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
さぬき市	44.4 歳	339,440 円	396,996 円	359,258 円
香川県	42.9 歳	325,406 円	412,347 円	357,780 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	315,593 円	372,997 円	342,418 円

②技能職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
さぬき市	52.8 歳	6 人	332,600 円	356,950 円	343,367 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	40.3 歳	1 人	270,700 円	299,200 円	293,700 円	飲食物調理従事者	43.2 歳	250,200 円	1.20
うち用務員	51.6 歳	2 人	341,600 円	353,100 円	344,850 円	他に分類されない従事者	49.1 歳	244,800 円	1.44
その他	57.6 歳	3 人	347,300 円	378,766 円	358,966 円	—	—	—	—
香川県	55.9 歳	9 人	299,869 円	320,872 円	314,739 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	53.2 歳	10 人	304,456 円	329,329 円	316,820 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
さぬき市	—	—	—
うち 学校給食員	4,310,300 円	3,321,600 円	1.30
うち用務員	5,848,300 円	3,297,300 円	1.77
その他	6,249,992 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和３年～令和５年の３ヵ年平均）

※技能職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		さぬき市	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能職	高 校 卒	157,700 円	159,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	283,940 円	円	380,738 円	— 円
	高 校 卒	— 円	円	— 円	— 円
技能職	高 校 卒	円	円	円	円
	中 学 卒	円	円	円	円

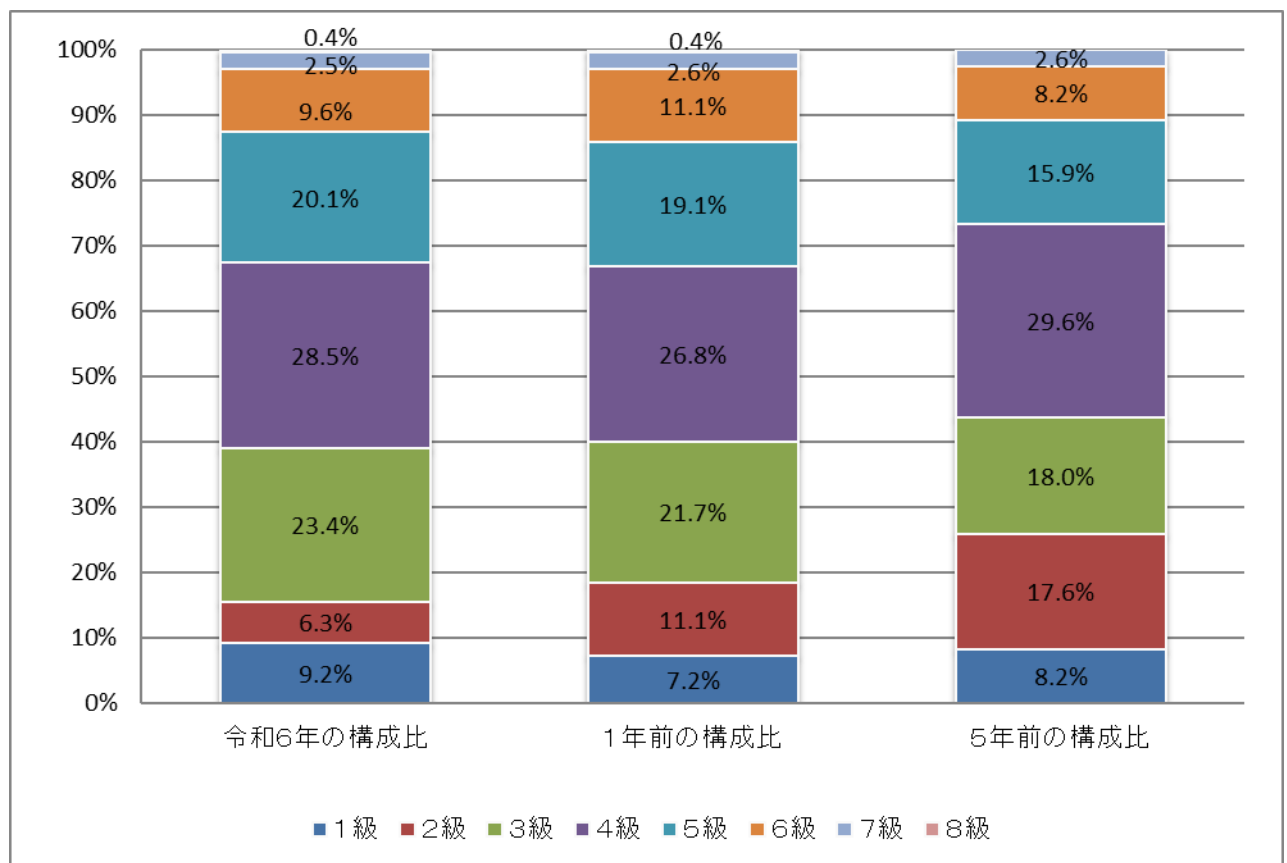
(注) 該当職員が3人以下の場合は、「—」で表示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

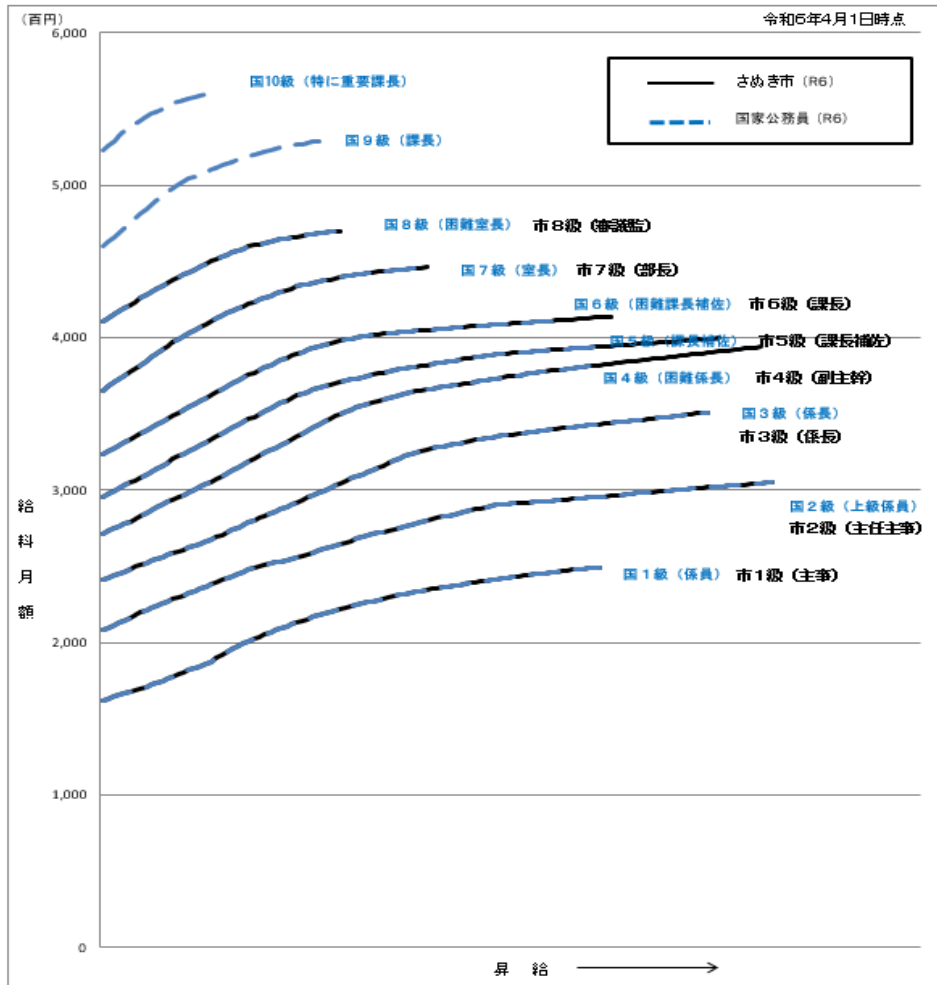
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	審議監、部長	1 人	0.4 %	410,300 円	470,000 円
7 級	部長、次長	6 人	2.5 %	365,500 円	446,200 円
6 級	次長、課長	23 人	9.6 %	323,100 円	413,900 円
5 級	課長、主幹、課長補佐	48 人	20.1 %	295,400 円	399,600 円
4 級	課長補佐、副主幹	68 人	28.5 %	271,600 円	394,100 円
3 級	係長、主査	56 人	23.4 %	240,900 円	351,000 円
2 級	主任主事、主任技師	15 人	6.3 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事、技師、主事補、技師補	22 人	9.2 %	162,100 円	249,400 円

- (注) 1 さぬき市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給へ人事評価の活用状況（さぬき市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

さぬき市	香川県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,630千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,786千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (※2.50)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 さぬき市の1人当たり平均支給額は、普通会計に係る金額である。

3 (※)内は、フルタイム(パートタイム)会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(さぬき市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

さぬき市	国
------	---

(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額					
19,031千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			382千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			127,242円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	3.2%	3人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.5 (99.5)

(注) 1 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

2 令和6年度決算は、普通会計に係る金額である。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		390千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		48,750円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		2.3%		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税等事務手当	税務職員	訪問徴収事務	0千円	日額500円
自動車運転業務従事手当	一般行政職員	マイクロバス運転業務	114千円	日額1,000円
防疫業務従事手当	一般行政職員	感染症予防・医療業務	0千円	日額550円 (特定新型インフルエンザ関係防

				疫業務の場合は日額 1,500 円)
行旅死病人収容手当	一般行政職員	行旅死病人の収容・保護業務	0 千円	一体 4,000 円 一件 1,500 円
社会福祉業務従事手当	一般行政職員	生活保護法に基づく要保護者等の指導・相談・調査業務	240 千円	月額 5,000 円
危険手当	医療職員	放射線を人体に対して照射する業務	0 千円	日額 200 円
医務手当	医師	津田診療所に勤務	0 千円	月額 115,000 円 ～225,000 円
	所長	多和診療所に勤務	0 千円	月額 20,000 円
看護業務等手当	医療職員	津田診療所又は多和診療所における看護業務	0 千円	月額 5,000 円
介護予防支援業務等手当	介護支援専門員等	介護予防支援業務	36 千円	月額 3,000 円
	認定調査員	要介護認定又は要支援認定に係る調査業務	0 千円	月額 3,000 円

(注) 令和 6 年度決算は、普通会計に係る金額である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	104,180 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	318 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	103,201 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	311 千円

(注) 1 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

2 令和 5 年度決算及び令和 6 年度決算は、普通会計に係る金額である。

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 6 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 6 年度決算)
-------	----------	----------	------------	---------------------	--------------------------------------

扶 養 手 当	配偶者ありの場合 配偶者6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 配偶者なしの場合 子 10,000円 その他 6,500円 特定期間がある場合 5,000円加算	同	—	31,625千円	256,816円
住 居 手 当	借家で家賃に応じて 最高27,000円	異	支給金額	15,269千円	258,784円
通 勤 手 当	通勤距離2km以上で 距離に応じて 2,700円～30,700円	異	支給金額	22,777千円	72,334円
管理職手当	役職に応じて 31,800円～63,200円	異	支給金額	22,957千円	488,451円
初 任 給 調整手当	医師である職員に採用の日から35年以内の期間、経過年数に応じて 最高309,200円	同	—	0千円	—
休日勤務手当	祝日法による休日に勤務をした場合の1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	—	1,163千円	16,376円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで勤務した場合 1時間当たりの給与額の100分の25	同	—	0千円	—
宿日直手当	宿直勤務・日直勤務 1回につき4,400円	同	—	0千円	—

管 理 職 員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要 その他の公務の運営 の必要により週休日 又は祝日法による休 日等に勤務した場合 役職に応じて 4,000円～12,000円 災害への対処その他 の臨時又は緊急の必 要により週休日等以 外の午前0時から午 前5時までの間であ って正規の勤務時間 以外の時間に勤務し た場合 役職に応じて 2,000円～4,000円	同	一	659千円	14,644円
-------------------	--	---	---	-------	---------

(注) 令和6年度決算は、普通会計に係る金額である。

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	900,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 長	710,000 円	989,000 円／ 597,800 円 816,000 円／ 522,400 円
報 酬	議 長	500,000 円	580,000 円／ 332,000 円
	副 議 長	450,000 円	510,000 円／ 290,000 円
	議 員	410,000 円	480,000 円／ 260,000 円
期 末 手 当	市 副 市 長 長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分	
	議 副 議 長 長 員	(令和6年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	市 副 市 長 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.365 給料月額×在職月数×0.220	(1期の手当額) 15,768,000円 7,497,600円 (支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 5,415,967	千円 873,595	千円 2,001,825	% 36.96	% 41.24

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	参 考
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		一人当たり給与費
令和 6年度	人 276	千円 1,080,536	千円 490,781	千円 430,508	千円 2,001,825	千円 7,252	7,601千円 (令和5年度)

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、「地方公営企業決算状況調査」による令和7年3月31日現在の一般職の職員の総数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
さぬき市	40.97 歳	326,167円	590,971円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者			

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

さぬき市（病院事業）	さぬき市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,559千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,630千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 (※2.50)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 (※2.50)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 (※)内は、フルタイム(パートタイム)会計年度任用職員の支給割合であり、
上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

さぬき市 (病院事業)			さぬき市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
(2%～20%加算)			(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	2,767千円	9,440千円	1人当たり平均支給額	19,031千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		3,500千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		120,689円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
さぬき市	2%	29人	0%

(注) 支給率は、医療職(1)を除いて令和4年10月から0%に見直しを行っている。

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		177,554千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		643,311円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		88.04%		
手当の種類 (手当数)		21		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収事務手当	事務職員	診療等に係る使用料又は手数料の滞納者等を訪問しての徴収業務	0千円	業務に従事した日1日につき 500円
自動車運転業務従事手当	事務職員	マイクロバスの運転業務	0千円	業務に従事した日1日につき 1,000円
危険手当	医師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師、准	エックス線その他の放射線を人体に対して照射	605千円	業務に従事した日1日につき 200円～4,000円

	看護師等	する業務、細菌検査業務又は感染症病床の汚染区域における診療、看護その他の業務		
早出勤務手当	管理栄養士、調理師等	勤務時間の割振りにより午前5時から午前6時までの間に出勤を命じられた勤務	381千円	業務に従事した日1日につき 600円
医務手当	医師	診療業務	73,574千円	月額145,000円 ～300,000円
分べん業務手当	産婦人科医師、助産師及び看護師	・産婦人科医師： 正規の勤務時間以外の時間又は休日における分べん業務 ・助産師及び看護師：分べん業務又は分べん補助業務	480千円	分べん1回につき10,000円 分べん1回につき5,000円又は2,500円
時間外救急車受入手当	医師、助産師、看護師及び准看護師	・医師：宿日直を命じられた時間又は正規の勤務時間以外の時間若しくは休日における救急車搬送患者の受入に係る業務 ・助産師、看護師及び准看護師：外来における宿日直を命じられた時間又は勤務時間の割振りにより休診日の外来における救急車	2,169千円	患者1人につき3,000円 患者1人につき1,000円

		搬送患者の受入 れに係る業務		
時間外入院業務 手当	医師、助産師、看護 師及び准看護師	・医師：宿日直を 命じられた時間 又は正規の勤務 時間以外の時間 若しくは休日 における外来緊急 患者の入院に係 る業務 ・助産師、看護師 及び准看護師：外 来において宿日 直を命じられた 時間等に緊急患 者の入院に係る 業務又は病棟に おいて休診日等 に緊急患者の入 院の受入に係る 業務	3,181千円	入院患者1人につき 3,000円 入院患者1人につき 1,000円
小児夜間救急診療 手当	小児科医師	大川地区小児夜 間急病診察室に おける診療業務	2,910千円	勤務1回につき 30,000円
研究手当	医師	診療業務	49,483千円	月額60,000円 ～250,000円
死体取扱手当	臨床検査技師、助産 師、看護師、准看護 師等	死体の解剖又は その補助作業	1千円	死体1体につき 60 0円
夜間看護等手当	看護職員	正規の勤務時間 による勤務の一 部又は全部が深 夜において行わ れる看護等の業 務	33,842千円	勤務1回につき 1,000円～8,200円
管理職員特別看護 等手当	管理職の助産師及び 看護師	正規の勤務時間 による勤務の一 部又は全部が深 夜において行わ	0千円	勤務1回につき 500円～2,000円

		れる看護等の業務		
夜勤専従手当	助産師及び看護師	月を通して正規の勤務時間が深夜の全部を含む勤務	720千円	月額 15,000円
認定看護師手当	助産師及び看護師	公益社団法人日本看護協会が資格認定する認定看護師	240千円	月額 5,000円
救急診療待機等 手当	診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師	・緊急患者の診療等の業務のために正規の勤務時間以外等に自宅等において待機 ・待機の態勢を命じられた時間に勤務を命じられて緊急患者の診療等の業務	4,684千円	待機単位1回につき 1,250円 勤務1回につき 500円
訪問看護等手当	看護師及び准看護師	・訪問看護の業務に従事するもので、正規の勤務時間以外の時間等に常時待機 ・訪問診療又は内視鏡検査の業務に従事するもので、正規の勤務時間以外の時間等に待機	0千円	月額 20,000円 月額 5,000円
管理職員特別診療 等手当	管理職の医師、薬剤師、助産師、看護師等	・医師：宿日直を命じられた時間において又は宿日直を行っている医師からの要	1,159千円	宿日直単位1回につき 3,400円～20,500円

		請により正規の勤務時間以外の時間等における1時間以上の診療等業務 ・薬剤師、助産師及び看護師:宿日直を命じられた時間における1時間以上の緊急患者の診療等業務 ・待機者:待機の態勢を命じられた時間における1時間以上の緊急患者等の診療等業務		宿日直単位1回につき 1,500円～9,000円 待機単位1回につき 1,500円～9,000円
年末年始勤務手当	年末年始勤務職員(全職種)	年末年始の期間(12月29日から翌年の1月3日)の正規の勤務、宿日直勤務、自宅における待機等	1,071千円	勤務1回につき 1,000円又は4,000円 宿日直単位1回につき 2,000円又は1,000円 待機単位1回につき 2,000円又は1,000円
派遣業務手当	全職員	・国、地方公共団体又はこれらの設置する医療機関その他管理者が認める機関等からの要請に応じて派遣を命じられ、診療、看護その他の業務に従事したもの ・待機者:待機の	2,190千円	勤務1時間につき 10,000円を上限として 管理者が定める額 待機1時間につき 5,000円を上限として 管理者が定める額

		態勢を命じられたもの		
給食業務等従事手当	調理師、管理員、看護員等	・給食業務 ・汚物収集業務 ・看護補助業務	864千円	月額 4,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	86,948千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	315千円
支給実績（令和5年度決算）	83,240千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	337千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	一般行政職の 制度と同じ	同	—	25,014千円	233,775円
住居手当	一般行政職の 制度と同じ	同	—	16,532千円	266,645円
通勤手当	一般行政職の 制度と同じ	同	—	22,511千円	83,374円
管理職手当	一般行政職の 制度と同じ	同	—	16,516千円	688,166円
初任給 調整手当	一般行政職の 制度と同じ	同	—	90,593千円	3,019,766円
夜間勤務手当	一般行政職の 制度と同じ	同	—	13,268千円	106,144円
宿日直手当	一般行政職の 制度と同じ	同	—	13,987千円	259,018円
管理職員 特別勤務手当	一般行政職の 制度と同じ	同	—	21千円	21,000円

Ⅳ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項、第5項）。

1 勤務時間（令和6年4月1日現在）

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	60分 (午後0時～午後1時)
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

（注） 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 その他の勤務条件

（1）常勤職員の休暇（令和6年4月1日現在）

休暇の種類		事由	期間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
			私傷病の場合 120日を超えない範囲内で最小限度の日又は時間	
特別休暇	公民権行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	官公署出頭休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	ドナー休暇	職員が骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間	有給

休暇の種類		事 由	期 間	給料
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間(特に市長が必要と認める場合はその期間)	有給
	結婚休暇	結婚（パートナーシップ宣誓を含む。）する場合	連続する5日の範囲内の期間	有給
	妊産婦健診休暇	妊娠中・出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度必要と認められる期間（回数制限あり）	有給
	つわり休暇	妊娠中の女性職員が、つわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合	その都度必要と認める日又は時間で一の妊娠期間において14日を限度とする	有給
	妊婦通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給
	産前休暇	女性職員が8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
特別休暇	育児時間休暇	生後3年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	有給
	健康管理休暇	職員が生理等に伴い勤務することが著しく困難であると認められる場合	2日を超えない範囲内の期間	有給
	妻の出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間	有給
	育児参加休暇	職員が妻の産前8週、産後1年を経過する日までに当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	5日の範囲内の期間	有給
	家族看護休暇	職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者、祖父母（配偶者の祖父母を含む。）、孫又は子の看護をする場合	職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者、祖父母(配偶者の祖父母を含む。)又は孫の場合は5日の範囲内の期間 子の場合は子の人数に応じて最長15日の範囲内の期間	有給

休暇の種類		事 由	期 間	給料
	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活に支障がある父母等の介護をする場合	要介護者が1人の場合は5日の範囲内の期間、2人以上の場合は10日の範囲内の期間	有給
	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日までの範囲内の期間	有給
	父母等追悼休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内の期間	有給
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	6月から10月までの期間内における連続する5日の範囲内の期間	有給
	リフレッシュ休暇	採用後一定年数を経過した職員が、心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する2日以内の期間	有給
	災害復旧作業等休暇	災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日の範囲内の期間	有給
特別休暇	出勤困難休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
	退勤危険回避休暇	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
	不妊治療休暇	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	12日の範囲内の期間	有給
介護休暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して12月を超えない範囲内	無給
介護時間		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	無給

(2) フルタイム会計年度任用職員の休暇（令和6年4月1日現在）

休暇の種類		事 由	期 間	給料
年次有給休暇		一の会計年度における休暇	勤務条件及び任用期間によって、年 1 日～2 0 日	有給
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 1 2 0 日を超えない範囲内で最小限度の日又は時間	有給 (6 日)
特別休暇	公民権行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	官公署出頭休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
特別休暇	ドナー休暇	職員が骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚（パートナーシップ宣誓を含む。）する場合	連続する 5 日の範囲内の期間	有給
	妊産婦健診休暇	妊娠中・出産後 1 年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度必要と認められる期間（回数制限あり）	有給
	つわり休暇	妊娠中の女性職員が、つわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合	その都度必要と認める日又は時間で一の妊娠期間において 1 4 日を限度とする	無給
	妊婦通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日につき 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給
	産前休暇	女性職員が 8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間休暇	生後 1 年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内の期間	無給

休暇の種類		事 由	期 間	給料
	健康管理休暇	職員が生理等に伴い勤務することが著しく困難であると認められる場合	2日を超えない範囲内の期間	有給
	妻の出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合 ※対象要件（勤務日数と任期）あり	2日の範囲内の期間	有給
	育児参加休暇	職員が妻の産前8週、産後1年を経過する日までに当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合 ※対象要件（勤務日数と任期）あり	5日の範囲内の期間	有給
特別休暇	家族看護休暇	職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者、祖父母（配偶者の祖父母を含む。）、孫又は子の看護をする場合 ※対象要件（勤務日数と任期）あり	職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者、祖父母（配偶者の祖父母を含む。）又は孫の場合は5日の範囲内の期間 子の場合は子の人数に応じて最長15日の範囲内の期間	有給
	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活に支障がある父母等の介護をする場合 ※対象要件（勤務日数と任期）あり	要介護者が1人の場合は5日の範囲内の期間、2人以上の場合は10日の範囲内の期間	有給
	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日までの範囲内の期間	有給
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合 ※対象要件あり	6月から10月までの期間内における連続する5日の範囲内の期間	有給
	災害復旧作業等休暇	災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日の範囲内の期間	有給
	出勤困難休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給

休暇の種類		事 由	期 間	給料
	退勤危険回避休暇	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
	不妊治療休暇	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 ※対象要件（勤務日数と任期）あり	1 2 日の範囲内の期間	有給
介 護 休 暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 ※対象要件（勤務日数と任期）あり	一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 9 3 日を超えない範囲内	無給
介 護 時 間		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1 日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合 ※対象要件（勤務日数と任期）あり	連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間以内	無給

V 職員の休業に関すること

(1) 常勤職員の休業制度（令和 6 年 4 月 1 日現在）

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	週 3 8 時間 4 5 分より短い勤務時間を 4 つの勤務形態から選択	無給
部 分 休 業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

自己啓発等休業	大学等課程の履修又は国際貢献活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加する場合	3年を超えない範囲内において条例で定める期間	無給
修学部分休業	大学等に修学することにより、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合	2年以内の期間	無給

(2) フルタイム会計年度任用職員の休業制度（令和6年4月1日現在）

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業	1歳に満たない子（ケースによっては最大2歳まで）を養育する職員	子が1歳（ケースによっては最大2歳）に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業	3歳に達するまでの子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

Ⅵ 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができますとされています（同法第29条）。

1 分限処分の状況（令和6年度）

内容	人数	事案の概要
降 給	0人	
降 任	0人	
休 職	8人	心身の故障のため
免 職	0人	

（注） 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（令和6年度）

内容	人数	事案の概要
戒 告	0 人	
減 給	0 人	
停 職	0 人	
免 職	0 人	

（参考）

懲戒処分の公表基準の概要（令和4年4月1日現在）

公 表 対 象	地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）とする。ただし、懲戒処件事案に関連して行われる管理監督者処分については、懲戒処分以外の措置（訓告、嚴重注意）も併せて公表する。
公 表 内 容	被処分者の所属部課、職位、年齢、処分内容、処分理由及び処分年月日とする。ただし、氏名については、収賄、詐欺、横領等により警察等で公にされている場合又は故意若しくは重大な過失による事件、事故で社会的な影響が極めて大きいと判断される場合には、公表する場合がある。
公表の例外	被害者のプライバシー等への配慮が必要な事案で、被害者が公表を望まない場合又は被害者が未成年であり、その健全な育成を図る上で特別な配慮が必要な事案で、被害者若しくはその保護者等が公表を望まない場合
公 表 時 期	懲戒処分を行った後、速やかに公表する。
公 表 方 法	報道機関等への資料提供とし、事案の社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて記者会見を行う。

（注） 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

VII 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第32条～38条）。

営利企業等従事許可の状況（令和6年度）

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	7 件

自ら営利企業を営むことの許可	1 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	2 6 件

Ⅶ 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前 5 年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前 5 年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後 2 年間働きかけが禁止されています。なお、離職前 5 年より前に課長職以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後 2 年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 8 項）。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされており、次のとおり取り組んでいます（同法第 38 条の 6 第 1 項）。

（１）再就職情報の届出

課長職以上の職員であった者は、離職後 2 年間のうちに再就職した場合、離職時の任命権者に対し再就職情報を届出することとしています。

（２）職員（課長級以上）の再就職の状況（令和 6 年度）

退職者数	うち再就職者数		
	再任用職員	民間企業等	地方公共団体
R5 2 人	0 人	1 人	0 人

Ⅷ 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

職員の研修（令和 6 年度）

区分（研修名）		派遣先等	対象者	修了者数
一般研修	階層別研修	香川県自治会館	新規採用者	1 0 人
			3 年目職員	9 人
			主任主事級	2 人
			主査級	1 2 人
			係長級	6 人
			課長補佐級	3 人
			課長級	5 人
	小 計			4 7 人

特別研修	条例の作り方講座(新旧対照表方式) 他 17 件	香川縣市町職員研修センター及び香川県自治会館 他	一般職員	36 人
	防災研修 (新規採用者対象)	香川県市長会	一般職員	4 人
	選挙リーダー養成研修 (新規採用者対象)	香川県選挙管理委員会	一般職員	3 人
	小 計			43 人
独自研修	初任者研修	さぬき市	新規採用者	7 人
	働き方改革に関する研修	さぬき市	一般職員	24 人
	人事評価の評価者研修	さぬき市	管理職	32 人
	職場環境改善研修	さぬき市	一般職員	68 人
	小 計			131 人
合 計				221 人

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川縣市町村職員互助会、さぬき市職員共済会に加入しています。

福利厚生の状況（令和6年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	◎職員健康診断 令和6年度決算額 9,713 千円 ○定期健康診断 令和6年度受診者数 552 人 ○人間ドック 令和6年度受診者数 660 人 ◎ストレスチェック及び面接指導の実施

区分	内容
香川縣市町村 職員共済組合	◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○保険給付＝療養給付、入院時食事療養費、高額医療費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 ○老齢厚生年金＝原則、組合員期間が10年以上、かつ、65歳以上であるとき ○退職年金＝原則、組合員期間が1年以上、かつ、65歳以上であるとき ○障害厚生年金障害手当金＝在職中の病気やケガで、障害の状態になったとき ○公務障害年金＝公務による病気やケガにより障害の状態になったとき ○遺族厚生年金＝在職中又は退職後に死亡したとき ○公務遺族年金＝公務による病気やケガにより死亡したとき ◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 ○保健事業＝人間ドック、指定宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付など
さぬき市職員 共済会	◎会員掛金 500 円/月 ◎市補助金 令和6年度決算額 4,030 千円、一人当たり 500 円/月 ◎公費負担率 50% ◎福利厚生事業＝防災関係用品、健康管理用品の購入など ◎給付事業＝婚姻給付、銀婚給付、出産祝金給付など
香川縣市町村 職員互助会	◎会員掛金 1,000 円/月 ◎市負担金 令和6年度決算額 13,747 千円、一人当たり 1,000 円/月 ◎公費負担率 50% ◎補助金対象事業 人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成など ◎掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和6年度）

公務災害	通勤災害	計
11件	0件	11件

XI 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、さぬき市では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	令和5年度末 継続件数	令和6年度内 要求件数	令和6年度内 処理件数	令和6年度末 継続件数
給与	— 件	— 件	— 件	— 件
旅費	— 件	— 件	— 件	— 件
勤務時間	— 件	— 件	— 件	— 件
休暇	— 件	— 件	— 件	— 件
その他	— 件	— 件	— 件	— 件
計	— 件	— 件	— 件	— 件

（2）不利益処分に関する審査請求の状況

請求の内容		令和5年度末 継続件数	令和6年度内 請求件数	令和6年度内 処理件数	令和6年度末 継続件数
分限処分	降給	— 件	— 件	— 件	— 件
	降任	— 件	— 件	— 件	— 件
	休職	— 件	— 件	— 件	— 件
	免職	— 件	— 件	— 件	— 件
懲戒処分	戒告	— 件	— 件	— 件	— 件
	減給	— 件	— 件	— 件	— 件
	停職	— 件	— 件	— 件	— 件
	免職	— 件	— 件	— 件	— 件
その他		— 件	— 件	— 件	— 件
計		— 件	— 件	— 件	— 件